

小学校プール利用事業について

1 背景・経緯

- (1) H7 年度以前
 - ・各小学校が教員の監視のもとで水泳教室を開催していたが、開催をしない学校が多くなった。
- (2) H8. 7～
 - ・前年度に議会質問があり、地域の方々の協力体制が整うことを条件に、モデル校 8 校にて試行的に実施。
 - ・主な目的
学校で開催していた水泳教室の代替や、子どもの体力づくりなど
- (3) H24. 7. 25 文部科学省 事務連絡
 - ・監視方法、救命救急の講習受講の義務付け、警備業法の適用など
 - ・H23. 7. 31 大阪府泉南市での死亡事故を契機としたもの
- (4) H29 年度実施校 31 校

2 課題

- (1) 公共・民間プールが充実するなど、社会環境が変化している。
- (2) 学校で実施していた水泳教室の代替事業としての機能が薄れてきた。
- (3) 本事業は、業務従事していただく保護者の方々等に、応急救護講習の受講や、監視中の事故防止など、無償で協力をいただく形で開催している。
- (4) 生死に関わる事故につながる可能性が高く、大きなリスクを伴っている事業である。
- (5) 責任の所在について仕様書では、「業務従事者の故意、過失による事故の場合は、受託者が責を負う。」としているが、脆弱な信頼のもとで成り立っている事業である。
- (6) 平成 28 年度監査において、安全管理や事故時の対応を含め、実態にあっているか、業務が適正に遂行できる内容か、十分な市民サービスができているかなど、見直しの指摘を受けている。

3 事業の方向性

- ・平成 29 年度を事業最終年度とする。

4 終了までの経過

- (1) H28. 11～ 定期監査を受け、方向性を検討
- (2) H29. 2 関係機関との調整
- (3) H29. 3 スポーツ推進審議会にて審議
- (4) H29. 4～ 実施校への説明
- (5) H29. 5 プール利用事業説明会にて施設利用運営委員会へ説明

5 今後の予定

- (1) H29. 9. 22 教育委員会報告
- (2) H29. 10. 4 市議会市民文教委員会 報告
- (3) H29. 10. 初 市内小学校長あて事業終了通知

(参考) 近年の学校プール開放における事故の状況

日	場 所	事故状況	監視の状況
H23. 07. 31	大阪府泉南市 小学校	死亡 小1	業者委託
H24. 07. 25	熊本県熊本市 小学校	重体 小2	P T Aの監視
H24. 07. 30	京都府京都市 小学校	死亡 小1	教員の監視
H25. 08. 08	長崎県長崎市 小学校	軽症 小2	保護者等の監視
H26. 07. 24	宮城県仙台市 小学校	軽症 小1	保護者等の監視
H29. 08. 01	三重県四日市市 小学校	重体 小3	P T Aの監視